

「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」等に関する地方分権改革推進計画の作成に向けた対応について

(概要)

(a) 施設・公物設置管理の基準<国土交通省>(地方要望分:5項目6条項)

第3次勧告		対応	
事項	勧告内容	対応の可否	内容
道路の構造基準 (道路法第30条第1項及び第2項)	廃止又は条例委任	△	設計車両、建築限界、橋・高架道路の設計荷重といった安全性等の考慮が必要な基準は存置
道路標識の構造基準 (道路法第45条第2項)	廃止又は条例委任	△	表示、色彩、文字の形といった安全性等の考慮が必要な基準は存置
河川管理施設等の構造基準 (河川法第13条第2項)	廃止又は条例委任	○	—
公営住宅の整備基準 (公営住宅法第5条第1項)	廃止又は条例委任	○	—
公営住宅の入居者資格 (公営住宅法第23条)	廃止又は条例委任	△	「低額所得者」の具体的な収入基準等は存置

(b) 協議、同意、許可・認可、承認<国土交通省>(地方要望分:14項目17条項)

第3次勧告		対応	
事項	勧告内容	対応の可否	内容
土地利用基本計画の策定に係る同意協議 (国土利用計画法第9条第10項)	意見聴取に移行	△	同意を要しない大臣協議に移行
埋立地の権利移転、用途変更に係る協議 (公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項、港湾法第58条第3項)	廃止	×	同意を要する大臣協議を維持
都道府県の都市計画決定に係る同意 (都市計画法第18条第3項)	同意を要しない大臣協議に移行	△	①三大都市圏等の区域に着目した都市計画は同意協議を廃止 ②区域区分、近郊緑地特別保全地区等、国の利害に重大な関係がある都市計画は同意協議を維持
市の都市計画決定に係る同意 (都市計画法第19条第3項)	同意を要しない知事協議に移行	○	※ただし、計画内容が不適切な場合に事後的に是正を求めることができる等の規定の整備が必要ではないか。
区域区分に関する都市計画を定める際の農林水産大臣への協議 (都市計画法第23条第1項)	廃止	×	同意を要する大臣協議を維持
都道府県道の認定に係る協議 (道路法第74条第1項)	廃止	○	—
河川整備基本方針・河川整備計画等の認可に係る協議 (河川法第79条第2項)	廃止	○	—
海岸保全施設の新設又は改良に係る承認 (海岸法第27条第2項)	同意を要する大臣協議に移行	○	—
港湾区域の設定等に係る認可 (港湾法第4条第4項)	事後報告等に移行	△	①重要港湾・避難港湾以外の地方港湾については、事後的な是正手段を確保しつつ、事後届出制に移行。 ②重要港湾・避難港湾については大臣の同意を要する協議に移行。
特定重要港湾の入港料率の上限に係る協議 (港湾法第44条の2第2項)	廃止	△	上限同意の対象となる港湾を限定
スーパー中核港湾におけるメガオペレーター認定に係る同意 (港湾法第50条の4第3項)	事後報告等に移行	×	同意を要する大臣協議を維持
特定埠頭を構成する行政財産の貸付けに係る協議 (港湾法第54条の3第3項)	事後報告等に移行	○	—
流域別下水道整備総合計画策定に係る協議 (下水道法第2条の2第7項)	同意を要しない大臣協議に移行	○	—
公共(流域)下水道の事業計画策定に係る認可 (下水道法第4条第1項、第25条の3第1項)	①認可を同意を要しない協議に移行 ②流域別下水道総合整備計画が策定されている場合に都道府県が行う事業は、事後報告等に移行	○	※ただし、下水道の事業計画を策定する際に、国又は都道府県が下流への影響を踏まえた広域的観点から適切な放流水質を確保していることに配慮すべきではないか。 ※また、事後報告等へ移行するものについては、計画内容が不適切な場合に事後的に是正を求めることができる等の規定の整備が必要ではないか。